

(9) いじめ・不登校に対する指導（学校いじめ防止基本方針）

ア いじめの防止についての基本的な考え方

(ア) 本校の基本認識

人は、常に平等であり、人権はあらゆる場において、あらゆる時にあって、最大限に尊重されどんな理由があろうと、差別的な扱いは許されるものではない。いじめも個人の人権を侵害するものであり、生徒の心身に深刻な影響を及ぼしかねないため、絶対にあってはならない。教職員は、常日頃から小さな兆候であっても見逃さないように努め、いじめを認知した場合は問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たる。

いじめが起こる背景としては、加害者がストレスを抱えている、自己肯定感が欠如していることが多い。そこで、学習や行事などを通して、自己肯定感が持てるような働きかけを多く取り入れる。さらに担任が中心となり、行事などを通して他者への思いやりや協調性を身に付ける指導を行うことで、目指す生徒像にある「相手の立場を考えたコミュニケーションがとれる人」の育成を目指す。

(イ) いじめの定義

本校では、「いじめ」とは、生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策推進法第2条）とする。

この定義が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のために定められたものであることに留意し、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。

(ウ) いじめの解消

本校では、「いじめの解消」とは、いじめられた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月以上）継続していることとする。また、「いじめの解消」を判断する時点において、いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていないと認められることとする。

イ いじめ防止等の対策について ～いじめを起こさないために～

いじめの些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、以下のいじめ防止対策組織を設置する。

(ア) いじめ不登校対策委員会

<役割>

- ・いじめ防止対策全般（未然防止、早期発見、事案発生時の対応）の立案
- ・「対応支援チーム」との連携による校内体制の構築
- ・校内研修の企画と実施
- ・いじめ防止のための年間計画の作成と実施や本基本方針の検証と見直し

<委員会のメンバー>

校長 教頭 教務主任 生徒指導主事 保健主事 学年主任 養護教諭 スクールカウンセラー 特別支援コーディネーター 外部機関（専門家）

(イ) 対応支援チーム

<役割>

- ・いじめ防止対策全般（未然防止、早期発見、事案発生時の対応）への対応
- ・いじめ事案に関する生徒情報などの集約
- ・いじめ事案発生時の初期対応
- ・「対応支援チーム」との連携による校内体制の構築
- ・校内研修の企画と実施
- ・いじめ防止のための年間計画の作成と実施や本基本方針の検証と見直し

○いじめ防止・いじめ早期発見チーム

生徒指導主事 保健主事 養護教諭 学級担任 ネットワーク担当者 家庭
関係教員（部活動顧問）

○いじめ対策・生徒指導チーム

生徒指導主事 学級担任 家庭

○いじめ・不登校精神ケアチーム

保健主事 養護教諭 学級担任 家庭 スクールカウンセラー 外部機関（専門家）

○いじめ対策 学警連携チーム

校長 教頭 生徒指導主事 警察

(ウ) 具体的な取組

	学校の方針	学校としての取組	保護者・地域との連携
未然防止	<p>ア 現職研修を充実させ、いじめに対する共通理解を図る。</p> <p>イ 生徒がいじめに向かわない態度・能力を育成する。</p> <p>ウ いじめを生まないための指導に留意する。</p> <p>エ 自己有用感や自己肯定感を高める</p>	<p>○全教職員に対して、校内研修を実施する。</p> <p>○生徒に具体的ないじめ事例を提示する。</p> <p>○「いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果を学校経営案及び学校のホームページに掲載</p> <p>○道徳教育や人権教育の充実を図る。</p> <p>○体験活動や読書活動を推進し、社会性を養う。</p> <p>○ストレスをコントロールする能力やコミュニケーション能力を養う。</p> <p>○個人面談の実施 【学年】（年2回4月、9月）</p> <p>○一人一人の生徒を大切に、発達支持的な授業づくりに努める。</p> <p>○教職員の不適切な指導により、いじめを助長することがないように細心の注意を払って指導に当たる。</p> <p>○生徒自らがいじめ等、生徒指導上の課題について考える取り組みを積極的に実施する。</p> <p>○人権指導の実施 【生徒指導部】（12月）</p> <p>○始業式での啓発（年3回） 【生徒指導部】（4月、9月、1月）</p> <p>○クラスや部活動等で一人一人が活躍でき、他者の役に立っていると実感できる機会の提供に努める。</p> <p>○体験活動を通して、社会に貢献しているとの思いが得られる機会の</p>	<p>○本方針の公開</p> <p>○年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知</p> <p>○現職研修で、生徒のメンタルケアについての講話やケーススタディを実施</p> <p>○地域と連携した体験活動の実施</p> <p>○学校評議員への学校行事公開</p> <p>○学警連携 警察との打合せ（年1回4月）</p> <p>○保護者・地域への授業公開</p> <p>○中高連携</p> <p>○地域と連携した体験活動の実施</p>

		提供に努める。	
早期発見	全教職員がいじめの兆候を見逃さず、積極的にいじめ認知に努める。		○地域の巡回
	<p>ア アンケートを定期的実施する。</p> <p>イ 教育相談の充実を図る。</p>	<p>○毎学期、アンケートを実施する。</p> <p>○アンケートの質問項目や実施方法については適宜検討し、いじめの通報や生徒自らがいじめ等、生徒指導上の課題について考える取り組みの一助となるものとする。</p> <p>○心のアンケートの実施 【生徒指導部】（4月、6月、9月、1月）</p> <p>○学校生活アンケートの実施 【生徒指導部】（1月）</p> <p>○健康調査の実施 【保健部】（4月）</p> <p>○行事等での生徒の状況把握</p> <p>○夏期休業中の健康状況調査（9月）</p> <p>○毎学期、学校外の相談窓口を周知する。</p> <p>○適宜、個人面談を実施する。</p> <p>○スクールカウンセラーとの相談 【保健給食部】</p>	<p>○保護者アンケートの実施</p> <p>○認知件数の公開</p> <p>○保護者との個人懇談会の実施（年1回6月）</p> <p>○保護者面談で聞き取り実施</p> <p>○保護者との個人懇談会の実施（年1回6月）</p>
いじめに対する措置	<p>ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」で組織的に対応する。</p> <p>イ 被害生徒を守り通すとい姿勢で対応する。</p> <p>ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で対応を行う。</p> <p>エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。</p> <p>オ いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見逃ごさない、生み出さない集団づくりを行う。</p> <p>カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実をはかる。</p>	<p>○いじめ対策・生徒指導チームが中心となり、加害生徒に毅然とした態度で対処する。</p> <p>○いじめ・不登校精神ケアチームが中心となり被害生徒に精神的ケアをする。</p> <p>○いじめ対策・学警連携チームが中心となり警察等と連携しいじめに対処する。</p>	<p>○重大事態の場合は学警連携をして対処する。</p> <p>○保護者、スクールカウンセラー、外部機関と連携して被害生徒の精神的ケアをする。</p>

<p>点検 検証 見直し</p>	<p>各年度の取組については下の【PDC Aサイクル図】により検証する。</p> <p>【PDC Aサイクル図】</p>	<p>○各年度の取組について学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価を行う。</p>
--------------------------	---	--

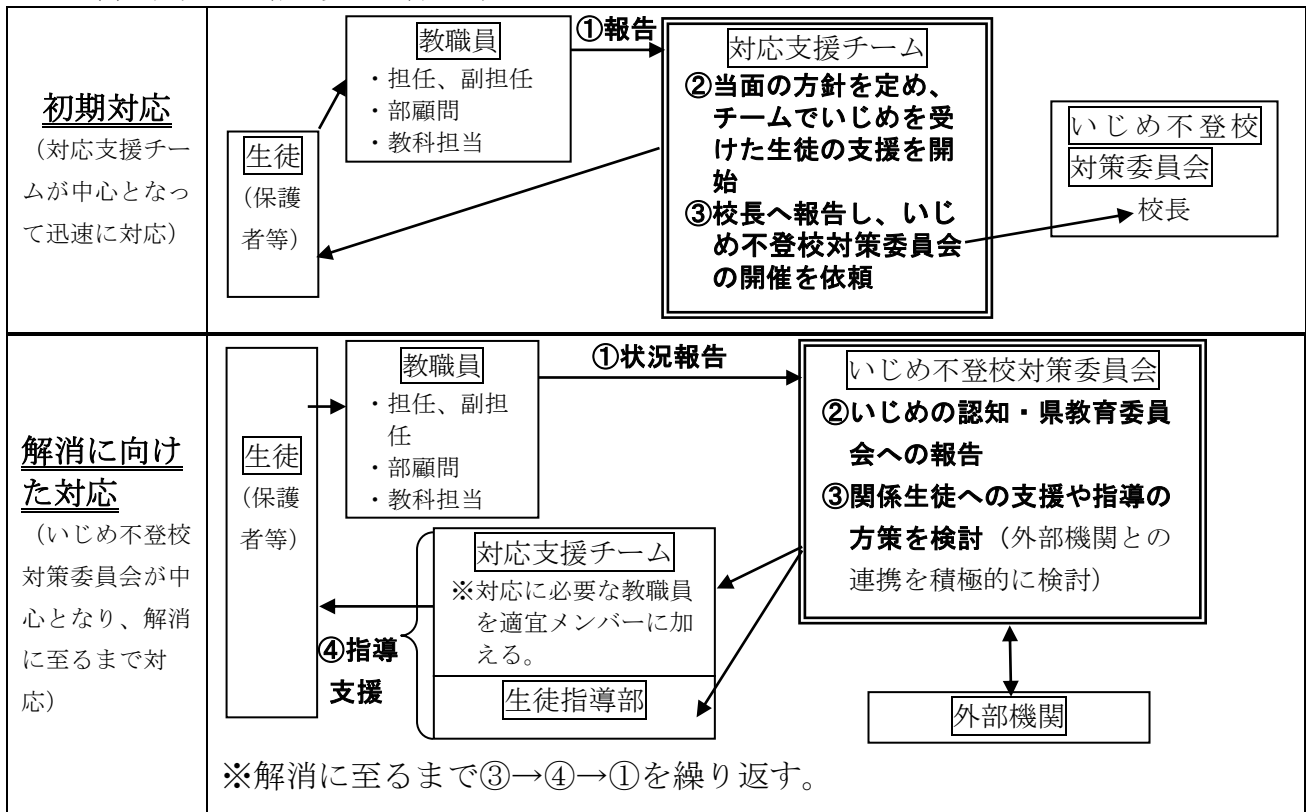
ウ いじめの防止に関する具体的な取組

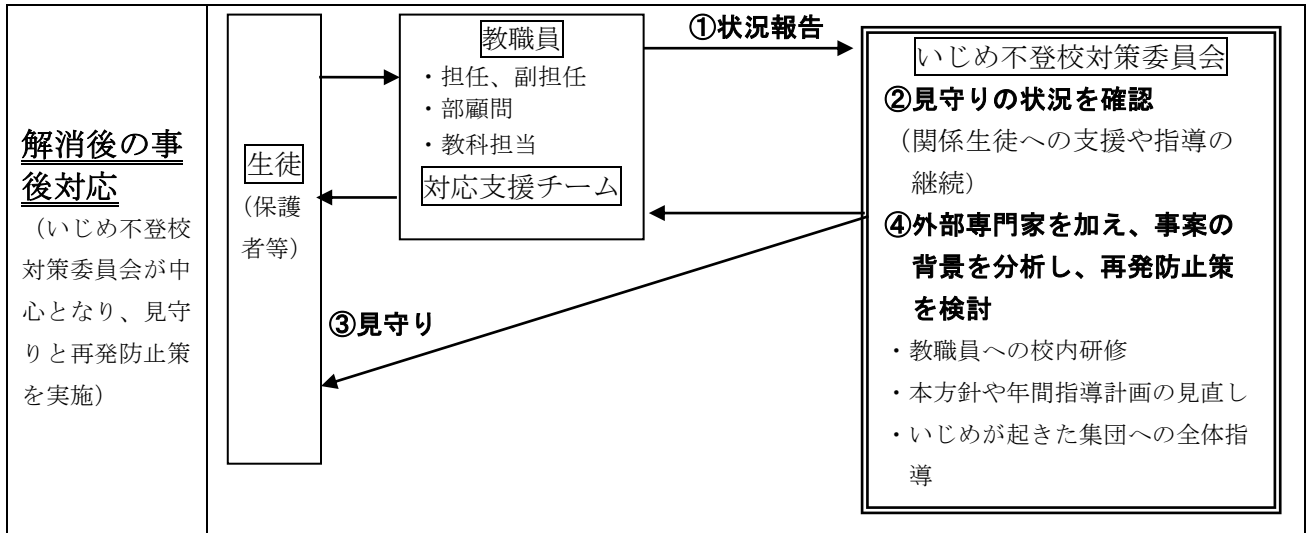
(ア) いじめの未然防止の取組

- a いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもつ。
- b 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進を図り、生徒が自他の違いを認め合い、問題を解決していく力や、周囲への影響を考えて行動できる力、他者と円滑にコミュニケーションできる能力を育む。
- c 授業改善を進め、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- d 集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- e 教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- f 行事・部活動などを通し生徒が達成感、自己肯定感をもてるよう支援を行う。
- g 生徒がストレスに対し耐性を持ち、困難を乗り越えられるよう支援を行う。

エ いじめへの対処(事案発生時の対応)～いじめが起きたら～

(ア) 発見・通報を受けた際の対応





(イ) いじめられた生徒・保護者への対応

- a 生徒・保護者に寄り添った対応を心がけ、希望する支援などを聞き取る。
- b 生徒の個人情報などには十分に配慮し、対応する。
- c 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した事実は個人情報などに十分に配慮した上で、速やかに生徒・保護者に伝える。
- d 生徒の信頼する友人や教員、家族などと連携して組織的に支援する。
- e 安心して学習に取り組める環境について提案を行う。
- f 部専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）との連携を積極的に提案する。
- g いじめた生徒との関係の改善に努め、いじめが解消したと思われる場合でも見守りを継続する。
- h インターネット上の誹謗中傷等については警察と連携し、適切な支援を求める。

(ウ) いじめた生徒・保護者への対応

- a いじめられた生徒・保護者の意向を確認しながら事実関係の聞き取りなどを行う。
- b 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した事実は個人情報などに十分に配慮した上で、速やかに保護者に伝え、適切な連携を図る。
- c いじめられた生徒・保護者の意向を確認しながら生徒の指導を行う。その際には、双方の個人情報などには十分に配慮し、対応する。また、指導措置は相手生徒に対する「心理的又は物理的な影響を与える行為」の内容によりいじめ不登校対策委員会で検討する。
- d 指導に当たっては、いじめた生徒の行為の背景に着目し、必要な支援も行う。
- e 必要に応じて、外部専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）との連携を提案する。
- f いじめられた生徒との関係の改善に努め、いじめが解消したと思われる場合でも見守りを継続する。
- g インターネット上の行為については警察との連携への協力を促す。

(エ) いじめが起きた集団への働きかけ

- a いじめられた生徒・保護者の意向を確認しながら、第三者的な立場の生徒への事実確認の聞き取りなどを行う。その際には、聞き取る生徒の保護者に十分な説明を行う。
- b 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した事実を当事者に伝える際には、第三者的な立場の生徒の個人情報などに十分に配慮する。
- c いじめが起きた集団内での背景に着目し、再発防止の措置をとる。
- d 当事者たちの関係の改善に向けて協力するよう促す。
- e インターネット上の行為については警察との連携への協力を促す。

オ 重大事態への対応

(ア) 重大事態の要件（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- a いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- b いじめにより生徒が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- c 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(イ) 基本的な対応の手順

重大事態が生じた場合は、速やかに県教育委員会に報告し、その後の対応は文部科学省「不登校重大事態に係る調査の指針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に従う。

年間指導計画

実施分掌

教 …教務部 生 …生徒指導部 特 …特別活動部 保 …保健給食部 学 …学年会

実施学年

3月の学校生活アンケートは1年から3年で実施。その他は1年から4年の全学年で実施

	未然防止の取組	早期発見の取組	「いじめ・不登校対策委員会」の動き	保護者・地域との連携
4月	○始業式での啓発 ^生 ○相談室やSCの周知 ^保 ○面談週間 ^学	○健康調査の実施 ^保 ○心のアンケート ○遠足 人間関係の把握 ^特	○心のアンケート	○学警連携についての打ち合わせ ^生
5月				
6月	○体育祭の実施 ^特	○体育祭 人間関係の把握 ^特 ○心のアンケート	○心のアンケート	○保護者との懇談会の実施 ^学
7月				
8月				
9月	○始業式での啓発 ^生 ○面談週間 ^学	○夏期休業中の健康状況調査 ^保 ○心のアンケート実施 ^生	○心のアンケート	
10月	○文化祭の実施 ^特	○文化祭 人間関係の把握 ^特	○中間評価の実施・検証	
11月				
12月	○人権指導 ^生 ○球技大会の実施 ^特	○球技大会 ^特		
1月	○始業式での啓発 ^生	○心のアンケート実施 ^生 ○学校生活アンケート ^生	○心のアンケート	
2月	○取組評価アンケート ^生		○中間評価の実施・検証	
3月				